

中国中央病院
院外処方箋に関する合意書

公立学校共済組合 中国中央病院（以下、甲という）と一般社団法人 福山市薬剤師会（以下、乙という）は、厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号 平成 22 年 4 月 30 日付）「医療スタッフの協同・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、院外処方に係る薬剤師法第 2 3 条第 2 項の取り扱いについて、下記の通り合意した。

記

本合意書は院外処方箋に係る患者の待ち時間短縮や薬学的ケアの充実、処方医師の負担軽減等を図る目的で、第 1 項の運用条件を満たした上で、第 2 項の事例において、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、甲が発行する院外処方箋について個別の処方医への確認を不要とする。但し、これは必要に応じての疑義照会や法令遵守の立場を妨げるものではない。

1.運用条件

- 1) 乙の保険薬局では安定性・溶解性・体内動態等を考慮し薬学的見地に沿って、患者や患者家族からの十分な情報収集に基づいて照会の必要性を判断すること。
- 2) 乙の保険薬局では、合意書に係る処方変更の内容について、必ず十分な説明をし、負担金等の変更が生じる場合は、必ず患者や患者家族から了承を得ていること。
- 3) 合意書の範疇かどうか不明な場合は疑義照会で対応すること。
- 4) 処方変更調剤をした場合は、お薬手帳やお薬説明書での情報提供を徹底する。

2.事例

- ① 同一成分の剤形の変更
- ② 同一成分の銘柄変更
- ③ 複数規格がある製剤の処方において、別規格への変更調剤
- ④ 薬剤服用歴により継続処方が確認でき、不適切、過剰な残薬に対応するための処方日数調整
 - ・残薬が生じた原因について患者と共に検討し、適切に指導や介入を行い、その内容を「トレーシングレポート」にて情報提供をすること。
 - ・原則、残薬の現物を確認すること。
 - ・次回処方漏れの可能性があるため、1日以上処方日数とすること（処方削除は不可）。
- ⑤ 以下の用法の添付文書に基づく用法への変更
 - ・漢方薬・消化器用剤などの食後から食前、食間への変更
 - ・α G I の食前投与から食直前投与への変更
 - ・ビスホスホネート製剤の朝食後から起床時への変更

⑥ 処方日数調整

- ・医薬品の用法・薬歴または患者面談により、隔日投与、週1回投与、月1回投与、透析日等が明確な場合で連日投与処方となっている場合。

⑦ 外用剤の用法（適用回数・部位・タイミング等）記載なく、患者に直接口頭指示されている場合の用法記載の補完（但し薬歴上または患者面談上、明確な場合に限る）

3.処方変更・調剤後の連絡とその後の対応

- ・処方変更調剤した場合、その旨を備考欄に記した処方箋（調剤録）を所定の窓口で F A X する。
- ・F A X された調剤情報を甲薬剤部は電子カルテに反映することとする。

4.麻薬について

麻薬については、この合意書の適用外とする。

5.一包化について

一包化については合意書の適用外とし、疑義照会もしくはトレーシングレポートにての対応とする。

6. 本合意書の変更及び追加について

本合意書の変更及び追加については、必要に応じて甲乙が協議し、合意をもって実施、周知する。

7. 本合意は令和2年3月1日より実施する。

以上7項目において甲・乙が合意し、本書に記名押印する。

令和 2 年 3 月 25 日

名称（甲）：公立学校共済組合 中国中央病院
住所：広島県福山市御幸町上岩成148-13
代表者氏名：病院長 上岡 博

名称（乙）：一般社団法人 福山市薬剤師会
住所：広島県福山市野上町3丁目12番1号
代表者氏名：会長 村上 信行